

会員各位

和会選管公告第1号
令和7年4月1日

和歌山商工会議所
選挙管理委員会
(公印省略)

令和7年度和歌山商工会議所議員
通常選挙選任日程等のお知らせ

本年は議員の改選期にあたりますので、選挙日程については、裏面をご確認ください。特にご留意頂きたい事項につきましては、下記のとおり列記しておりますので、ご参照ください。

但し、各予定については、決定の都度当所掲示場に公告いたします。

記

〔I〕 会員の会費

(1) 会費の払込みについては、次の点に留意して下さい。

イ 1号議員の選挙権、被選挙権を得るためには【9月11日】までに、本年の会費を払い込んでおく必要があります。

ロ 2号議員の選任権、被選任権を得るためには【8月12日】までに、本年の会費を払い込んでおく必要があります。

ハ 3号議員の被選任権を得るためには【9月11日】までに、本年の会費を払い込んでおく必要があります。

〔II〕 議員の選挙

(1) 1号議員

会員によって、会員の中から選挙される議員（法人、個人の別は問いません）のことであります。

立候補制と当人の承諾を得た推薦候補制によって選挙が実施されます。

この選挙投票日は【10月29日】に予定しています。

(2) 2号議員

各部会ごとに、部会の中（法人、個人の別は問いません）から選任する議員のことであります。部会員名簿は【8月12日】現在の会員を基にして調整いたします。また、部会ごとの2号議員の定数割当は別に公告いたします。

この選任の時期は【9月5日から9月18日】を予定しており、この期間に開催する部会において選任されます。

(3) 3号議員

会頭が議員総会の同意を得て会員の中（法人、個人の別は問いません）から選任する議員のことであります。この選任の時期は【9月24日】を予定しており、この日に開催する議員総会において選任されます。

〔III〕 会員と選挙権

会員の有する1号議員の選挙権個数は払込会費額1,000円につき1個となります。払込会費額を増加すれば選挙権の個数を多数所有することができますが1名義の会員につき50個を超える選挙権個数は認められません。

〔IV〕 新会員の推せん、加入あっせん等のご注意

(1) 1号議員の選挙権、被選挙権を得るためには、【9月11日】までに会員加入の手続きが必要です。

(2) 2号議員の選任権、被選任権を得るためには、【7月9日】までに会員加入の手続きが必要です。

(3) 3号議員の被選任権を得るためには、【9月11日】までに会員加入の手続きが必要です。

(4) 前各号以後の加入申込は、その後の常議員会に提議手続きがとられてから加入決定となりますので、折角の本年度選挙権も被選挙権も行使できなくなります。

